

乳幼児頭部外傷／揺さぶられ症候群（AHT／SBS）をめぐる 無罪判決と子どもの保護

【ポイント！】

- ☑ 刑事事件と子どもの保護事件は、目的も手続も異なります。刑事裁判では特定の日時・場所において「誰が何をしたか」を具体的に証明する必要がありますが、例えば児童福祉法28条の承認審判では「保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害するか否か」を総合的に判断します。
- ☑ 刑事裁判において無罪判決がなされた場合、合理的な疑いを差し挟む余地がない程度に犯罪を証明できなかったということを意味しますが、逆に、疑われた事実が歴史的に存在しなかったことを意味するわけではありません。刑事裁判と民事裁判では、同じ事件を審理しても結論が異なることがあります。
- ☑ 無罪判決がなされたからといって、AHT／SBSを疑われる子どもについて、福祉的保護が必要でなくなるわけではありません。

（1）はじめに

近年、乳幼児頭部外傷／揺さぶられ症候群（AHT／SBS）をめぐる刑事裁判において複数の無罪判決が下されており、そのことが児童相談所による被虐待児保護の現場に萎縮効果をもたらしているのではないかという懸念が示されています。

しかしながら、児童福祉関係機関においては、刑事裁判と児童福祉法に基づく子どもの保護との違いを正しく認識して対応する必要があります。

（2）刑事事件

刑事裁判は、犯罪を行ったとされる人を国家が事後的に処罰する手続です。伝統的に「疑わしきは被告人の利益に」という原則の下、厳格な訴訟手続と高度の証明が求められています。罪刑法定主義¹の観点から刑罰法規は明確でなければなりません。また、例えば、父親が揺さぶりにより乳児に急性硬膜下血腫等を負わせたという傷害事件においては、特定された日時の特定された行為について、「行為者が父親であること」、「わざと揺さぶったこと」、「この揺さぶり行為により硬膜下血腫等の傷害が生じたこと」等が立証されなければなりません。

（3）児童福祉法に基づく保護手続（審理の対象と家事事件の特徴）

一方、児童福祉法に基づく子どもの保護については、状況が違います。

子どもを保護するための要件が異なりますし、裁判所での手続において必要となる

立証の程度も異なります。そして、そもそも裁判所の手続全体が刑事事件とは異なる特徴を持っています。

(ア) 子どもの保護のための要件

【一時保護、2か月を超えての一時保護】

児童相談所等による一時保護の場面を考えますと、児童相談所長等が「必要があると認めるときは」一時保護することができることとされています（児童福祉法33条1項、2項）。裁判所の承認は必要ありません。

一時保護は、あくまで児童相談所による子どもの状況などの調査や子どもの緊急の保護を目的とするものです。虐待を認知した時点においては、なかなか証拠も集まらないであろうことを踏まえ、児童相談所等の裁量を認め、子どもの調査や子どもの迅速な安全確保を優先させているものと考えられます。したがって、保護者の行為によって子どもが傷つけられたと疑う相当の理由がある場合、原則として、児童相談所長等はちゅうちょなく一時保護を実施して、子どもの安全を確保するとともに、さらに事実関係を調査することが求められます。

一時保護は事後的に行政訴訟等の対象とされることがありますが、その際も児童相談所長等が裁量の範囲を逸脱したり、あるいは裁量権の濫用があるとされたりしない限り、違法とされません²。

親権者の意思に反して2か月を超えて一時保護を実施しようとする場合は、家庭裁判所による承認が必要となりますが、調査や子どもの保護のために引き続き一時保護を継続することが「必要がある」といえるかどうかを判断するもので、「故意の揺さぶりがあったかどうか」を家庭裁判所が判断するわけではありません。

【児童福祉法28条1項1号による施設入所等の措置について】

親権者の意思に反して、児童福祉法27条1項3号の措置をとろうとする場合には家庭裁判所の承認を得ることとされています。ここで証明の対象となっているのは、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」といえるかどうかであり、父母の日常の継続的な監護養育環境が子どもの身体に対する危険の再発を防止し得ると期待できるかどうかの問題となります。

一時保護中の調査の結果として、保護者による揺さぶり行為があったことが確実といえなくても、揺さぶり行為が強く疑われるケースにおいては、保護者が子どもに対する危険に対し適切に対応できる状況にあるのか否かについて総合的に検討する必要があります。裁判所も承認にあたってはその点を判断するものと考えられます³。

(イ) 家事事件の特徴

親権者の意に反して、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合や、児童福祉法27条1項3号の措置をとる場合には、家庭裁判所の承認が必要となります。

これらの手続には家事事件手続法が適用されます。家事事件とは「家庭裁判所が後見的地位から、合目的の見地に立って、裁量権を行使」するものであって、過去の事実を認定し、法律の要件に当てはめて権利義務関係を確定させようとする訴訟事件ではなく、「本質的に非訟事件」とされています⁴。

家事事件の公益性・後見性という点は諸処に表れており、例えば、審理の対象は多分に評価的であり⁵、明確性が要求される刑事裁判とは著しく異なっていますし、証拠調べの方法も、職権探知主義が導入され、民事訴訟法の定める規律のいくつかも排除されています。必要とされる立証の程度も刑事事件ほど厳格ではないと考えられています。児童福祉に即して言えば、家庭裁判所は子どもの福祉を守るという目的にかなうよう審理をし、判断をすることになるのです。

(4) まとめ

以上のとおり、家庭裁判所が必ず刑事裁判所と同じ判断になるものではありません。刑事裁判では親による暴行につき「合理的な疑いを差し挟む余地がある」とされたとしても、家庭裁判所における児童の保護手続では、立証の対象も必要となる立証の程度も異なりますので、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」と評価することも十分ありうるのです。ですから、児童福祉の実務においては、親などを刑事処罰するかどうかという問題と、子どもの安全と福祉を確保する問題とをきちんと区別して、近年の無罪判決に影響されて過度に萎縮せずに、必要があると判断すれば子どもを保護し、調査を尽くした上で、適切なリスク評価に基づき援助方針を決定することが肝要です。

¹ どのような行為が処罰されるかについては、立法機関により制定される法律によって事前に定められていなければならないという考え方。この考え方にに基づき、刑罰を定める法律の規定は、恣意的な解釈ができないように明確性が必要とされる。

² 東京地方裁判所平成29年6月29日判決（判例集未掲載）。

³ 大阪高等裁判所平成29年12月15日決定（判例タイムズ1451号99頁）。

⁴ 最高裁判所昭和40年6月30日大法院判決（民集19巻4号1089頁）。非訟事件の定義は必ずしも明確ではないが、最高裁判所は「合目的の見地に立って、裁量権を行使」する裁判を非訟事件の典型としている。

⁵ 児童福祉法28条1項においては「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」か否か、同法33条5項においては明確に定められていないが、二か月を超えて一時保護を継続する必要性であると解される。